**洪水時の避難確保計画**

（施設名）

令和　　年　　月　　日　作成

＜目　　次＞

１．計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．計画の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．計画の適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４．防災体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

５．情報収集及び伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

６．避難誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

７．避難の確保を図るための施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・５

８．防災教育と訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

９．自衛水防組織の業務に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

別添１　自衛水防組織活動要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

別表１　自衛水防組織の編成と任務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

別表２　自衛水防組織装備品リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

別紙１　防災教育及び訓練の年間計画作成例　・・・・・・・・・・・・・・９

別紙２　施設利用者緊急連絡先一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

別紙３　緊急連絡網・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

別紙４　外部機関等への緊急連絡先一覧表・・・・・・・・・・・・・・・１２

別紙５　対応別避難誘導方法一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

別紙６　防災体制一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４

**１．計画の目的**

　　　この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、「○○○○（施設名）」の利用者洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２．計画の報告**

　　　計画を作成及び必要に応じて見直し・修正したときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅延なく、当該計画を山形市長へ報告する。

**３．計画の適用範囲**

　　　この計画は、「○○○○（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

**４．防災体制**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員※ |
| レベル２ | 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合  ・洪水注意報発表  ・大雨注意報発表 | ・洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合  ・大雨警報情報  ・洪水警報発表 | ・洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| ・使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| ・家族への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| ・周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| レベル３ | 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合  ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示の発令 | ・避難誘導 | 避難誘導要員 |

　※自営水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

　※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

　※自力移動困難者については、避難の判断を含めて検討することが望ましい。

　※自力移動困難者の早期避難が必要な場合がある。

**５．情報収集及び伝達**

　(1) 情報収集

　　　■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト※） |
| 洪水情報、水位到達情報 | 山形市からのメール、インターネット（情報提供機関のウェブサイト※）、緊急速報メール |
| 排水施設の稼働状況 | 山形市からのメール（山形市事前に調整） |
| 避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告、避難指示 | 山形市からのメール、テレビ、ラジオ、インターネット（山形市役所のウェブサイト）、緊急速報メール |

　　　■停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これら加えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

　　　■提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

　　　※情報提供機関

　　　　山形地方気象台　http://www.jma-net.go.jp/yamagata/

　　　　山形県河川・砂防情報　http://www.kasen.pref.yamagata.jp/　など

　(2) 情報伝達

　　　■施設内の緊急連絡網に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

　　　■警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合には、別紙２「施設利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、保護者に対し、「非常体制に移行した場合には●●●●（避難場所）へ避難する」旨の連絡をする。

　　　■非常体制に移行した場合には、山形市指導監査課に「これより●●●●（避難場所）に避難する」旨を連絡する。

　　　■非常体制に移行した場合には、別紙２「施設利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、家族に対し、「非常体制に移行したので、●●●●（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。

　　　■避難の完了後、山形市指導監査課に避難が完了した旨を連絡する。

**６．避難誘導**

　(1) 避難場所

　　■洪水時における避難場所は、山形市○○町○丁目「●●●●」とする。

　(2) 避難経路

　　　■洪水時における避難場所までの避難経路については、「避難経路図」のとおりとする。

　(3) 避難誘導方法

　　■風雨の状況や周辺の浸水の状況のほか、利用者の健康状態等により(1)の避難場所への避難が困難な場合には、一時的に●●●●（例：本施設○棟２階など）へ避難するものとする。

　　　■施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所（山形市○○町○丁目「●●●●」）までの順路、道路状況について説明する。

　　　■徒歩による避難時の誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。

　　　■車両による避難の場合は、アンダーパス等低い土地の通行を避ける。

　　　■避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険個所を支持する。

　　　■避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

　　　■浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

**【避難経路図】**

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

**７．避難の確保を図るための施設の整備**

　　　■情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

　　　■これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料  施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具 |
| 高齢者 | おむつ、おしりふき、常備薬 |
| その他 | ウェットティッシュ、ゴミ袋、タオル |

　　※自営水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

**８．防災教育及び訓練の実施**

　　　■毎年○月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

　　　■毎年○月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　　　■その他、年間の教育及び訓練計画を毎年４月に作成する。

**９．自衛水防組織の業務に関する事項**

自衛水防組織を組織しない場合は不要です。

　　　■別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

　　　■自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

　　　　◇毎年○月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

　　　　◇毎年○月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難訓練に関する訓練を実施する。

　　　■自衛水防を組織または変更したときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅延なく、当該計画を山形市長へ報告する。

別添１　自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防火管理者を管理権限者とする。以下同じ。）は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、総括管理者を置く。

　（１）総括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を総括する。

　（２）総括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、総括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、総括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

　（１）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

　（２）各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

　（３）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする。）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のための緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（１）自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（２）自衛水防組織の装備品については、総括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の装備）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表１「自衛水防組織の編成と任務」

総括管理者

総括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括・  情報班 | 役職及び氏名 | 任　　務 |
| 班長　○○　○○  班員△名  　○○　○○  　○○　○○  　・・・ | ・自衛水防活動の指揮体制、状況の把握、情報内容の記録  ・館内放送による避難の呼びかけ  ・洪水予報等の情報の収集  ・関係者及び関係機関との連絡 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 任務及び氏名 | 任　　務 |
| 班長　○○　○○  班員△名  　○○　○○  　○○　○○  　・・・ | ・避難誘導の実施  ・未避難者、要救助者の確認 |

別表２「自衛水防組織装備品リスト」

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 装備品 |
| 総務・情報班 | 名簿（従業員、利用者等）  情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）  照明器具（懐中電灯、投光器等） |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員、利用者等）  誘導の標識（案内旗等）  情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）  懐中電灯  携帯用拡声器  誘導等ライフジャケット  蛍光塗料 |